

## 各委員からの事前意見に対する回答

団体名	事前意見	市の回答
三島市消防団 (風間委員)	自主防災会の関わる範囲の確認	<p>自主防災組織は、地震により避難所を開設した場合には避難所運営の実施主体となりますが、風水害時は原則、避難所運営の役割はありません。</p> <p>各地域での活動については、町内での自主防災本部の運営に関わる方と避難所の運営に関わる方は、別の方を選んでいただくようお願いをしておりますが、自治会長や自主防災会長、防災委員長の役割分担等については、市としては明確に定めておらず、それぞれの地域の実情に沿った運用となっております。</p>
三島市消防団 (風間委員)	冠水道路の通行止め処置について	<p>道路冠水が発生した際の通行止めの初動につきましては、地域に密着した消防団各分団のご協力を引き続きお願いいたします。</p> <p>初動処置後は、市が警察の協力を仰ぎながら対応いたしますので、通行止め処置が必要な道路冠水や土砂崩れ等を覚知した場合には、速やかに市災害対策本部と情報共有していただきますようお願いいたします。</p>
(株)エフエムみしま・かなみ (原委員)	災害時の情報共有について	<p>災害発生時には、同報無線、登録制メール、SNS等の様々な媒体を通じて迅速・的確な情報発信に努めておりますが、コミュニティFMも市民の皆様にとって身近な情報収集手段であると認識しております。市で発信する情報は常に共有するようにいたしますので、引き続きご協力をお願いいたします。</p>